

第三号様式(第三十三条関係)

(保健師、助産師、看護師、准看護師)業務従事者届

(年12月31日現在)

ふりがな		性別	生年月日
氏名		1. 男 2. 女	1. 令和 2. 平成 3. 昭和 4. 西暦 年 月 日 (歳)
住所	都道府県		
免許の種別	登録番号		登録年月日
保健師籍	厚生労働省(都道府県)第	号	1. 令和 2. 平成 3. 昭和 年 月 日
助産師籍	厚生労働省(都道府県)第	号	1. 令和 2. 平成 3. 昭和 年 月 日
看護師籍	厚生労働省(都道府県)第	号	1. 令和 2. 平成 3. 昭和 年 月 日
准看護師籍	都道府県 第	号	1. 令和 2. 平成 3. 昭和 年 月 日
主たる業務	1 保健師業務 2 助産師業務 3 看護師業務		
業務に従事する場所	1 病院		
	2 診療所 (ア 有床 イ 無床)		
	3 助産所 分娩の取扱いあり (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者) 分娩の取扱いなし (ア 開設者 イ 従事者 ウ 出張のみによる者)		
	4 訪問看護ステーション (ア 管理者 イ 従事者)		
	5 介護保険施設等 (ア 介護老人保健施設 イ 介護医療院 ウ 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) エ 居宅サービス事業所 オ 居宅介護支援事業所 カ その他)		
	6 社会福祉施設 (ア 老人福祉施設 イ 児童福祉施設 ウ その他)		
	7 保健所、都道府県又は市区町村 (ア 保健所 イ 都道府県(アを除く) ウ 市区町村(アを除く))		
	8 事業所		
	9 看護師等学校養成所又は研究機関		
	10 その他		
所在地	都道府県	電話番号 (— —)	
名称			
雇用形態	1 正規雇用 2 非正規雇用(1又は3に該当しない者) 3 派遣(紹介予定派遣を含む)		
常勤換算	1 フルタイム労働者 2 短時間労働者(0.)人 ※記入例参照		

など名称にかかわらず、「1 正規雇用」「3 派遣(紹介予定派遣を含む)」に該当しない者を指すこと。

- ・ 「3 派遣(紹介予定派遣を含む)」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。

11 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、次により記載すること。

- ・ 「1 フルタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日勤務等)の者を指すこと。
- ・ 「2 短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指すこと。
- ・ また、()は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の1週間 当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の1 週間当たりの所定労働 時間}}$$

例)フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、
①週2日8時間勤務の場合(アルバイト等)
②週5日6時間勤務の場合(育児短時間勤務等)

$$\begin{array}{l} \text{①} 8\text{時間} \times 2\text{日} \\ \frac{\text{②} 6\text{時間} \times 5\text{日}}{40\text{時間}} = \begin{array}{l} \text{①} 0.4\text{人} \\ \text{②} 0.8\text{人} \end{array} \end{array}$$

12 「従事開始の理由」は、次により記載すること。

- ・ 「ア 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合(ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。)を指すこと。
- ・ 「イ 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合(ただし、「ア 新規」を除く。)を指すこと。
- ・ 「ウ 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。
- ・ 「エ その他」とは、「ア 新規」、「イ 再就業」及び「ウ 転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。

13 「看護師の特定行為研修の修了状況」は、次のように記載すること。

- ・ 「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する研修を指し、「指定研修機関」とは、同項第5号に規定する特定行為研修を行う者を指すこと。また、「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別パッケージ研修」とは、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令(平成27年厚生労働省令第33号)別表第4の備考第5号に規定するとおり実施した研修を指すこと。
- ・ 「修了した特定行為区分」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記載すること。
- ・ 「修了した領域別パッケージ研修」の欄は、該当する全ての領域について記載すること。